



cutting through complexity

Global Japanese Practice

オランダの会計税務基礎講座

2013年6月



KPMG Meijburg & Co

オランダの 会計・税務基礎講座

KPMGオランダ
グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

KPMGアムステルフェーン事務所
2013年6月19日

Tax is our business

目次

1. オランダの経済環境

2. オランダの会計の特徴

3. オランダの税務の特徴

4. 日蘭社会保障協定

5. オランダの移民制度

Tax is our business

1. オランダの経済環境

オランダの経済環境

基礎情報

- 国・地域名: オランダ王国 Kingdom of the Netherlands
- 面積: 41,528平方キロメートル (日本の約9分の1)
- 人口: 1,666万人(2011年)
- 首都: アムステルダム 人口76万7,773人(2010年1月1日現在)
- 言語: オランダ語

2012年の経済指標

- 実質GDP成長率: - 1.0%
- 名目GDP総額: 600,638百万ユーロ(771,737百万ドル)
- 一人あたりのGDP(名目): 46,142ドル
- 消費者物価上昇率: 2.8%
- 失業率: 5.3%

(出典: JETROホームページより)

Tax is our business

2. オランダの会計の特徴

オランダの会計の特徴

1. オランダにおける会計の特徴

- オランダにおいて会社法に相当する法律はオランダ民法に包含されており、特に民法第二編第九章が会計に関する規定となっています。この他、オランダ会計基準審議会の会計ガイドライン等を含めてオランダで一般に公正妥当と認められた会計基準(Dutch GAAP)を構成しています。

2. 会社区分

- 上記オランダ民法において会社区分が次ページの通り設けられており、それに応じて開示情報の量や外部監査人による会計監査の要否の取扱いが異なっています。次ページの3要件のうち2要件を満たす場合には、それぞれ小会社又は中会社として区分され、それ以外の場合には大会社に区分されます。設立1期目については、1期目に要件を2つ以上満たした場合に小会社又は中会社として区分され、その後については、2期以上連續して該当する区分が変更された場合に会社区分が変更されます。

オランダの会計の特徴

会社区分

要件	小会社	中会社
資産総額	4.4 百万ユーロ以下	17.5 百万ユーロ以下
純売上高	8.8 百万ユーロ以下	35 百万ユーロ以下
平均従業員数	50人未満	250人未満

- ・ 小会社に該当する場合には開示事項が大幅に簡素化されるとともに外部監査人の監査も不要となります。また、大会社以外はキャッシュ・フロー計算書の作成が免除されます。当該判定は、原則として連結ベースでの判定となりますが、後述する連結財務諸表作成免除規定が適用される場合には単独ベースでの判定となります

オランダの会計の特徴

3. 決算書の開示

- ・ 会社は毎期決算を行い、決算書を所轄地域の商工会議所に提出しなければなりません。提出時期は、原則として決算日後5ヶ月以内とされていますが、一定の手続を踏めば13ヶ月まで延長することができます。

4. 会計基準

- ・ 原則としてDutch GAAPを適用して財務諸表を作成することになりますが、国際財務報告基準(IFRS)に準拠することも認められています。後述の連結財務諸表の作成免除要件と異なり、日本基準または米国会計基準により作成することは認められていません。
- ・ 小会社は税務会計に準拠して財務諸表を作成することも認められています。

5. 連結財務諸表

- オランダ民法の規定により、子会社を有する全ての会社は連結財務諸表を作成することが義務付けられていますが、一定の場合にはそれが免除されています。その際の重要な要件として、当該会社グループがより上位の親会社の連結財務諸表に連結されており、当該親会社の連結財務諸表がEC第7号指令またはこれに類する会計規則(IFRS)に準拠して作成されていることが挙げられます。
- 2008年12月、欧州委員会が日本の会計基準はIFRSと同等であるとの評価結果を受け、日系企業が上記免除規定を適用することが可能となりました。上位の親会社が作成した連結財務諸表を添付することや他の要件を満たすことによって、在蘭子会社の連結財務諸表の作成を免除することができます。

6. 持分投資の評価方法について

- Dutch GAAPと他の主要な会計基準との実務上の重要な差異の一つとして、持分投資の評価方法について触れたいと思います。
- オランダでは個別財務諸表が主たる財務諸表とされており、連結財務諸表を作成する場合でも個別財務諸表の作成が必要となります。
- そして個別財務諸表においても、重要な影響力を有する会社(原則として20%超の議決権比率)については持分法を適用することが求められています。従って子会社についても持分法が適用される結果、連結及び単独の純資産及び当期純利益が一致することとなります。日本基準においては、個別財務諸表上は、子会社株式及び関連会社株式は取得価額(必要に応じ減損損失を控除後)で計上し、持分法は連結財務諸表上のみで適用されるのと比較すると、会計実務担当者にとって重要な相違点と言えます。
- 連結財務諸表免除規定を適用した場合、持分投資を減損会計考慮後の取得原価で評価することができます。

Tax is our business

3. オランダの税務の特徴

オランダの税務の特徴

1. オランダの税金の種類

オランダ税制 (オランダ語)	概 要	日本の類似する税金
1 法人所得税 (Vennootschapsbelasting)	オランダの会社(法人)やオランダにある外国法人の支店の利益に対して課される税金。	法人税
2 個人所得税 (Inkomstenbelasting)	オランダに住む個人等の所得に対して課される税金。	所得税
3 付加価値税(VAT) (Omzetbelasting)	オランダにおける事業活動の範囲内で行われる物品またはサービスの給付及び輸入物品の全てに対して課される税金。	消費税
4 固定資産税 (Onroerendzaakbelasting)	オランダの法人及び個人に、いくつかの例外を除きオランダ国内の不動産の所有および使用に対して課される税金。	固定資産税
5 不動産移転税 (Overdrachtsbelasting)	不動産の取得について課される税金。本税金は複雑な税制で、税金が免除される場合もあります。	不動産取得税
6 物品税 (Accijns)	「物品税対象品」と呼ばれる物品の輸入や、物品税対象区域からオランダ国内の課税済流通経路への搬出に対して課される税金。 物品税対象品には、タバコ、アルコール製品及び鉱物油等があります。	揮発油税等
7 相続税及び贈与税 (Schenk-en erf belasting)	相続や贈与によって一定の資産を取得した場合に課される税金。	相続税、贈与税
8 保険税 (Assurantiebelasting)	一定の生命保険料等への支払いに対して課される税金。	無

オランダの税務の特徴

2. オランダ法人所得税等の特徴(代表例)

- オランダは、日本のみならず世界各国の国際企業の欧州拠点としても認知されている国です。欧洲大陸側にある国として欧州市場に対する地理的優位性、物流インフラの優れた体制、オープンな国際性のみならず、語学(特に英語環境)に優れた多くの人材を有する国でもあります、税制の観点からも外国資本に対して、魅力的な制度があります。代表的なものとして、次のような項目があります。

(1) 租税条約

90カ国以上と締結しており、多くの場合、配当・利子・ロイヤリティーが減免。

(2) 資本参加免税制度

一定の要件を満たした場合、オランダ法人が受取る配当等が免税。

(3) 事前確認制度

特定の取引について、取引開始前にオランダ税務当局と協議の上、当該取引に関する税務上の取扱いが確認可能。

(4) 日蘭租税条約

一定の要件を満たした場合、オランダ子会社から日本親会社への配当源泉税が免除。

オランダの税務の特徴

3. 日蘭租税条約

(1) 配当の軽減税率

受益者	軽減税率	特典制限条項(LOB) を満たす必要性(※)
配当支払い法人の議決権の50%以上を配当の支払いを受ける者が特定される日を末日とする6ヶ月以上直接又は間接に所有する法人	0%	あり
年金基金		
配当支払い法人の議決権の10%以上を配当の支払いを受ける者が特定される日を末日とする6ヶ月以上直接又は間接に所有する法人	5%	なし
上記以外	10%	なし

※ 「あり」の場合、条約の特典を受けるには、A.適格者基準、B.派生的受益基準、C.能動的事業活動基準、D.多国籍企業本社基準、E.権限のある当局の認定(A.～D.のいずれも満たさない場合)のいずれかを満たす必要があります。日本企業の多くはA.適格者に該当し、条約の特典を受けることが比較的容易であると考えられます。

オランダの税務の特徴

(2) 利子・使用料の軽減税率

	受益者	軽減税率	特典制限条項 (LOB) を満たす必要性
利子	i. 締約国政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行、締約国政府が所有する機関 ii. iによって保証された債権、iによって保険の引き受けが行われた債権またはiによる間接融資に係る債権に関して支払われる利子の受益者であるその締約国の居住者 iii. (a) 銀行 (b) 保険会社 (c) 証券会社	0%	あり
	年金基金		
	上記以外(但し、例外あり)		
使用料	特段の制限なし	0%	あり

- オランダ国内法においては、原則として非居住者に支払う利子・使用料に源泉税が課されたため、上図は主に日本企業からオランダ企業へ支払う利子に適用されます。

オランダの税務の特徴

4. 税務手続

(1) オランダにおける法人所得税の申告書提出期限

- 法人所得税の税務申告書は、法人の事業年度終了後5ヶ月以内に財務諸表とともに提出しなければなりません。また、税務申告書提出期限の延長は、前述の申告期限内にオランダ税務当局に延長申請することにより可能です。法人が暦年決算の場合、原則として11ヶ月の申告書提出期限の延長が可能となるため、申告期限の延長が認められた場合、提出期限は事業年度終了後16ヶ月以内ということになります。

(2) オランダにおける法人所得税の納付期限

- 法人所得税申告書及びその他追加資料が提出された後に、オランダ税務当局の検査官はそれらを調査し、当該年度の査定書(assessment)を当該年度末から3年以内(申告期限を延長していた場合、その延長期間は加算されます)に交付します。また、検査官が税務申告書の修正を行う場合は、文書により当該法人に通知を行います。法人は、査定書を受け取った後、当該査定書に記載された納期限まで(多くの場合2ヶ月以内)に査定額(当該年度の税額 - 予納額)を納付しなければなりません。

オランダの税務の特徴

なお、オランダ税務当局は、法人所得税申告書提出前に当該年度について、前2年間の平均課税所得等をもとに、法人の該当事業年度中に仮査定書(Preliminary assessment)を交付します。

法人は、当該仮査定書を受け取った後、その仮査定書に基づく税額(これが予納額です)を、一括または毎月分割で納付しなければなりません。上述しましたとおり、支払った予納額は法人所得税申告書の提出及び査定書の交付を通じて、精算されます。ただし、予納額と最終納税額との差額については、一定の利率(四半期毎に変更されるが標準利率は2.5%)の利息が課されます。

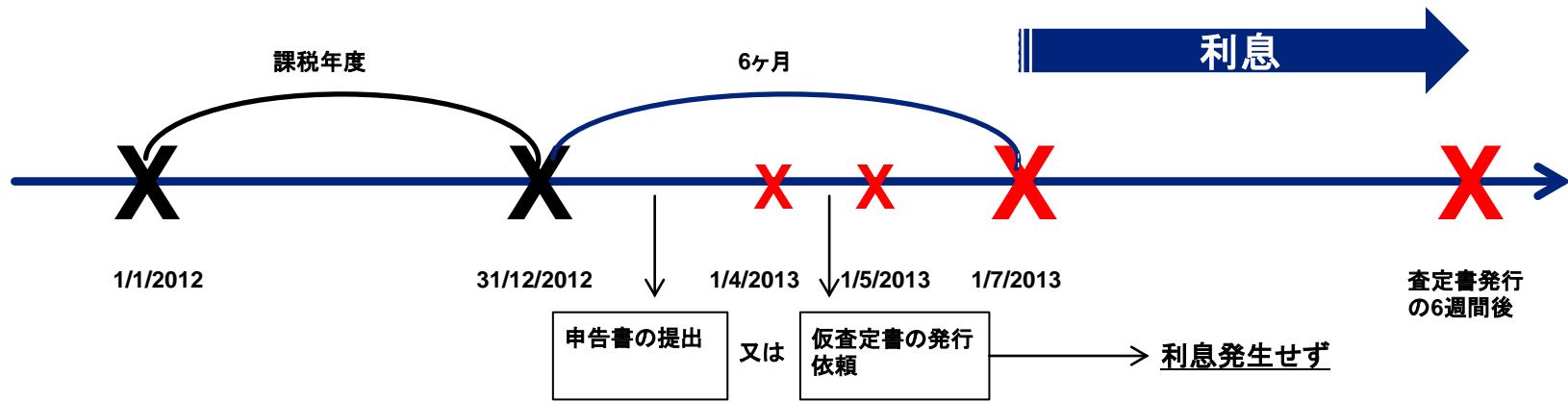
なお、原則的な手続の順番を記載すると次のとおりです。

- 仮査定書の交付
 - ↓
 - 仮査定書に基づく予納額の納付(仮法人所得税申告書の作成及び申告)
 - ↓
 - 法人所得税の作成及び申告
 - ↓
 - 査定書の交付
 - ↓
 - 査定額(最終納付税額)の納付

オランダの税務の特徴

(3) 納税額に関する利息(2013年改正)

- 納税額に関する利息は、対象事業年度終了から6ヶ月経過後、最終または仮(provisional)の査定書が発行された時に納税義務が発生します。当該利息は納税額に基づいて計算されます。利息の計算期間は、対象事業年度終了6ヶ月後(12月決算であれば、翌年7月1日)から、最終または仮の査定書に記載された納税すべき日(査定書の発行から6週間後)までです。



- 対象事業年度終了から4ヶ月以内(12月決算であれば、翌年5月1日)に納税者が仮査定書の発行依頼をした場合、または、対象事業年度終了から3ヶ月以内(12月決算であれば、翌年4月1日)に税務申告書を提出した場合、納税額に関する利息は発生しません。

オランダの税務の特徴

5. オランダ法人所得税の税額計算関連項目(主要事項のみ)

(1) オランダ法人所得税率: 25.0%

- オランダの法人所得税率は、課税所得200,000ユーロ超の部分が25.0%（課税所得200,000ユーロまでが20.0%）です。当該25.0%という税率は欧州諸国の中でも高すぎもせず、一方で低い国でもないという印象でしょう。背景として、2004年当時のオランダ法人所得税率29.0%から2006年までに25.5%に段階的に引き下げてきました。この25.5%という法人税率は当時の日本のタックスヘイブン対策税制を考慮した税率となっています。2010年の日本のタックスヘイブン対策税制に関する税制改正で、「特定外国子会社等にかかる、著しく低い税負担割合の基準（いわゆる「トリガー税率」）」は、「25.5%以下」から「20.0%以下」に下げられました。このことにより、オランダ法人は日本のタックスヘイブン税制の対象となる可能性がより小さくなつたものと思われます。

オランダの税務の特徴

(2) 資本参加免税

- 資本参加免税とは、オランダ法人が有する一定の要件を満たす所有株式・持分から生じた配当、譲渡益等の所得について法人税を免除する税制です。この税制は、オランダ持株会社を通じて各国に投資することにより税金コストを軽減し、特にEU内の投資資金効率を高めるのに有用であるとされています。2010年税制改正において、適用要件が改正され、一部その適用要件が緩和されました。
- 資本参加免税制度が適用される要件として、資本参加先法人（オランダ法人の出資先）が株式形態の資本を有していること、または、組合等であり、原則として資本参加先法人の額面払込資本の5%以上を保有しなければなりません。また、資本参加先法人の資産のうち50%超が事業関連性のない資産で構成されていないことという要件があります。ただし、資本参加先法人の資産の50%超が事業関連性のない資産で構成されていた場合であっても、その他の要件を満たすことにより、当該資本参加免税制度を適用することができる場合があります。

オランダの税務の特徴

(3) イノベーションボックス制度

- 従来、特許権ボックス制度という試験研究活動の奨励を目的とした優遇税制について、2010年1月よりイノベーションボックス制度として制度の拡大が行われました。
- イノベーションボックス制度とは、自社で行った試験研究活動に基づき取得した知的財産から生じた所得について、法人税の計算上5%の軽減税率の適用を選択することが出来るという制度です。対象となる知的財産とは、特許取得済みの知的財産及びR&D認証を取得した法人によって開発された特許を有しない知的財産をいいます。一方、ブランドネーム及びロゴといった商号、商標権や第三者から取得した無形資産については、本制度から除外されています。
- 所得の計算においては、当該制度の対象となる知的財産に起因して生じた使用料収入、売却益等の収入が5%軽減税率の対象とされます。また、対象となる所得については所得の源泉地を問わないため、オランダ国外から得た使用料、売却益などの収入も対象とすることができます。また、試験研究費として生じた費用は、当該軽減税率の対象となりません。(税効果は、イノベーションボックスの5%税率ではなく、オランダの標準の法人税率によって所得から控除されます。)

オランダの税務の特徴

(4) ボーザル・ルール(2013年改正)

概要

- 新規定のもとでは、資本参加目的の資金調達から生じる支払利息の過大な損金算入が制限されます。この規定は、2013年1月1日以降開始する会計年度から適用されます。
- 過大な支払利息として損金算入できないものは、資本参加免税の適用がある資本参加に係る借入金から生じる支払利息です。ただし、EUR 750,000までは常に損金可能です。
- 計算方法は次のとおりです。

資本参加目的の過大な借入金＝税務上の資本参加原価－税務上の純資産

$$\text{資本参加目的の借入金から生じる過大な支払利息} = \text{利息}\cdot\text{資金調達費用} \times \frac{\text{資本参加目的の過大な借入金平均残高}}{\text{借入金平均残高}}$$

- 新規定が通常の事業活動の妨げにならないよう、グループの事業活動の拡大を目的として資本参加する場合は、一定の期間であれば、その資本参加原価を上述の計算に加味しなくてもよいことになっています。しかし、この例外規定は以下ののような状況では適用できません。

- 1) 支払利息の二重控除になる場合
- 2) 十分な課税を受けることのないハイブリッドファイナンスを行っている場合
- 3) 租税回避を目的としている場合

上記のうち2)については、納税者が反証できれば、一定の場合、適用可能であると思われます。

オランダの税務の特徴

移行措置

- 2006年1月1日以前開始の事業年度に行われた資本参加については、資本参加原価の90%まで上述の計算に加味しなくてもよいこととされています。ただし、その場合、納税者は90%ルールの対象とした過去の資本参加が不適正な状況にはないことを証明する必要があります。

相殺(活発なグループファイナンス)

- 資本参加目的の借入金から生じる支払利息を測定するに際しては、活発なグループファイナンスを行っている場合の容認規定があります。すなわち、資本参加目的の借入金およびそれらに関連する損金不算入の支払利息が存在するかを判断するに当たって、活発なグループファイナンスにより、債権と相殺可能な借入金がある場合には、当該借入金およびその利息費用を考慮に入れるなくてよいこととされています。

過少資本税制の廃止

- 当該新規定が導入されることにより、資本参加目的の資金調達から生じる支払利息の過大な損金算入が制限される結果、過少資本税制は廃止されました。

オランダの税務の特徴

例

貸借対照表(単位: Millions of EUR)

子会社株式 (資本参加免税 適用あり)	400	純資産	250
その他資産	300	借入金	450

支払利息控除前の利益: 25

支払利息: 30

結果

課税所得はいくらか?

- 新規定の適用がない場合
課税所得: $25 - 30 = -5$

- 新規定が適用される場合

資本参加借入: $400 - 250 = 150$

過大な資本参加利息

$$150/450 \times 30 = 10$$

EUR 0.75Mの閾値を考慮する:

- 9.25 は損金不算入
- 20.75 は損金算入可

課税所得: $25 - 20.75 = 4.25$

オランダの税務の特徴

6. その他オランダ法人所得税関連

(1) 事前確認制度(アドバンス・タックス・ルーリング)

- 事前確認制度は、特定の取引について、取引開始前にオランダ税務当局と協議の上、当該取引に関する税務上の取扱いがどのようになるか、確認できる制度です。オランダ税務当局との話し合いの結果は書面にされ、当該取引の事実が正しくオランダ税務当局に報告されている限り、オランダ税務当局はその合意事項に従うことになります。
- 事前確認制度を利用することにより、税務上の取扱いが事前に確定できることから、オランダ法人を利用して事業展開を検討する多国籍企業にとって、魅力的な制度であるものと思われます。

(2) 移転価格

- オランダ税法において、OECD移転価格ガイドラインの定める移転価格に関する独立企業間取引の考え方に基づいて、移転価格に関する規定が整備されています。オランダの納税義務者は移転価格の文書化が要求されています。移転価格に関して、Advanced Pricing Agreement(事前確認制度)を受けることができます。

オランダの税務の特徴

3) 連結納税制度

- オランダ法人は直接または間接的に95%以上保有する子会社について連結納税を選択することができます。なお、連結納税の対象とできる子会社は原則としてオランダ法人に限定されます。連結納税を選択した場合、連結納税グループは「fiscal unity」として取り扱われ、連結納税グループベース(グループ内での損益通算等を行う)でオランダ法人所得税申告書を提出することになります。

4) EU加盟国

- オランダはEU加盟国です。そのため、すでに指令済のEU指令の恩恵を受けることができます。例えば、EU内親子会社間の一定の配当について源泉徴収を免除するというEU親子会社指令などの適用を受けることができます。

オランダの税務の特徴

7. オランダVAT(付加価値税)関連

- オランダのVATの税率は、原則21%、ただし物品によっては6%です。納税者は一定期間ごとにVAT納付額又は還付額を計算し、VAT申告書を提出する必要があります。原則として、課税期間は四半期毎であり、当該課税期間の翌月の最終日が提出期限となりますが、VAT納付額等によりその課税期間等は月次、四半期又は年次と異なります。VAT納付額は申告書提出時に税務当局に納付しなければなりません。

オランダの税務の特徴

8. オランダ個人所得税・賃金税(源泉所得税)関連

- オランダに子会社を設立した場合、その管理目的として日本人駐在員を派遣する場合が多く見受けられます。多くの企業は、勤務地の違い(個人所得税率の違い等)による駐在員の手取額の減額によるモチベーションの低下等がないよう、手取額を保証する報酬条件にて駐在員を派遣する場合が多いものと思われ、オランダ子会社の管理費の検討に少なからず影響を与える項目となる可能性があります。以下に、オランダ個人所得税の概要を解説します。なお、オランダに地方税(日本でいう、法人住民税)はありません。

(1) 納税義務者と課税対象所得

- オランダ国内に居住する個人は、その全世界で稼得した所得(全世界所得)が課税対象所得となります。非居住個人は、オランダ国内源泉所得のみが課税対象所得となります。
- オランダ税法では、「居住」という用語が定義されておらず、当人のオランダ国内における物理的存在、個人の意図、オランダ国内での雇用、居住(滞在)許可証の保持、居住家屋の維持、そして家族の居住場所等が一般的な基準となり、居住の有無が決定されます。

オランダの税務の特徴

(2)課税対象所得の種類

- オランダに居住する個人の課税所得は、その性格に基づき3つのボックス(種類)に分類され、それぞれ別個に課税されることとなります。各ボックスで生じた損失は他のボックスから生じた所得と相殺はできません。
 - ボックスⅠ：勤労所得及び主たる住宅に伴う所得(累進課税)
 - ボックスⅡ：実質的持分(会社の株式5%以上の持分を所有)から生じる所得(固定税率25%)
 - ボックスⅢ：純資産利回りから生じる所得(みなし所得4%に対して固定税率30%)

(3)課税所得計算、税率、および税額控除

ボックスⅠ：勤労所得及び主たる住宅に伴う所得

- 現金、現物支給にかかわらず、雇用から得られる全ての報酬、及び、自己の事業から得られる所得や独立的に提供した人的役務提供による所得(事業所得)は、勤労所得に含まれます。また、現在の所得だけでなく年金などの過去の雇用に基づく所得や、オランダ国内で提供した人的役務提供により国外で受け取る所得も、この所得に含まれます。
- ボックスⅠでは、個人所得税と国民社会保険料の掛金は同一の算定基礎に基づいて計算され、税務当局によって一括して徴収されます。

オランダの税務の特徴

- 課税所得の第一区分と第二区分は、所得税と国民社会保険掛金の合計レートが適用されます。第三区分と第四区分は所得税だけが対象となります。最高税率は52.0%です。種々の税額控除を受けることはできます。基礎税額控除として一般税額控除や、雇用税額控除(控除額は納税者の年齢や収入により異なります)が認められております。
- 社用車、住居等の現物支給による経済的便益は、個人所得税の課税対象となります。尚、社用車は、通常、当該課税年度における私用での使用距離・車種等に応じて、毎年カタログ価格の一定割合が課税されることとなります。
- 主たる住宅に伴う所得とは、個人が自宅(主たる住宅)を所有している場合、その所有者はその家を貸した場合に得ると仮定される追加所得(なし賃貸価格)が課税所得に加算されます。

ボックスⅡ：実質的持分から生じる所得

- 法人の発行済株式の5%以上の持分(実質的持分)を所有している場合、当該持分から生じる配当及び当該持分の売却によって実現したキャピタル・ゲインには25%の税率で課税されることとなります。

オランダの税務の特徴

ボックスⅢ：純資産利回りから生じる所得

- 貯蓄及び投資からの収益については、純資産額（資産項目から関連する負債を控除した額）の4%の利回り所得とみなされ、このみなし所得に対して30%の固定税率で課税が行われます。原則として、ボックスⅠ、Ⅱに該当しない全ての貯蓄及び投資は、このボックスの課税対象となります。

(4)給与所得の源泉徴収(賃金税)と個人所得税の申告・納税

- 賃金税は、雇用所得に対する個人所得税の前払いという性格を有し、オランダにおける雇用者は、従業員に対する給与(日本払を含む)支払から賃金税を源泉徴収し、これを毎月管轄地の徴税官に納付しなければなりません。また、社会保険制度の掛金も、同時に源泉徴収され、それぞれ管轄の税務当局に納付することになります。
- また、個人所得税の課税年度は暦年(12月31日締)です。給与所得者は、給与所得を得た年の翌年に税務申告書を提出しなければなりません。年次の所得税申告書を管轄の税務検査官より発行された後に、翌年4月1日までに、確定申告書を提出しなければなりません。この申告期限は税務検査官に申請を行った場合、延長は可能です。
- 給与所得者である個人は、会社が源泉徴収した賃金税額の合計を、最終支払所得税額より控除することができます。

オランダの税務の特徴

(5)給与計算に含める経済的利益(ベネフィット)の代表例

- 年中に給与計算に含めるべき収入を失念した場合、その源泉徴収義務が会社にあるため、その給与計算を修正する必要が生じます。特に失念しやすい項目が従業者の所得とみなされる経済的利益の供与(会社が従業者のために負担した一定の費用)です。以下にその代表例を記載します。

1) 雇用者がコストを負担した場合、各駐在員の所得とみなされ課税対象になるもの

- 賃貸住宅契約時のコミッション(VATも含む)
- 家賃もしくは住宅手当
- 社有車を駐在員に貸与している場合の社用車のカタログ価格の一定額(免除規定あり)
- 定額の車手当てや車の購入補助
- 駐在員および家族のためにオランダで加入された個人健康保険
- 幼稚園の入学金及び授業料(義務教育ではない場合は、課税)

2) 非課税とみなされる会社負担のコスト

- 日本人学校(或いはインターナショナルスクール)の学費(30%ルーリング取得者のみ)
- なお、経済的利益の課税判定は、税務専門家に個別に相談されることをお勧めします。

オランダの税務の特徴

(6)外国人駐在員の個人所得税上のメリット「30%ルーリング」

- オランダに一時的に派遣されている外国人駐在員は、税務上の有利な取り扱いを受けることができます。これらは、いわゆる「30%ルール」呼ばれるもので、駐在員が一定の条件を充たす場合、外国人駐在員自身とオランダの雇用者の共同の申請により、所轄のオランダ税務当局の承認により、適用されることとなります。 30%ルールが適用された外国人従業員に対して、雇用者は総報酬額の30%までを個人所得税法上非課税手当として支給することができます。これは、外国人駐在員がオランダで仕事を行うにあたって、自国で労働していればかからなかつたであろう費用をまかなう手当てとして非課税で支給されるものです。30%ルールの申請は、外国人駐在員がオランダ着任後4ヶ月以内に行わなければなりません。この規定は、2011年中までに取得された方は10年間(120ヶ月)を超えない期間内で適用されますが、2012年1月以降本制度を取得される方は、有効期間が8年間です。

オランダの税務の特徴

- なお、30%ルーリングの適用資格を得るための一定の要件とは、以下のものです。
 - 従業員はオランダ労働市場では得がたい又は見つけるのが困難な特殊な技能を有すること
 - オランダ国外で雇用された従業員であること
 - 雇用者はオランダの給与源泉徴収義務者であること
- また、以下の全ての要件を満たす場合には特殊技能を有する者として認められます。
 - 国際グループ間での転勤によりオランダに出向する従業員であること
 - オランダ国外のグループ会社で少なくとも2.5年は勤務している従業員であること
 - その会社の中間又は上級管理職であること
 - 一定額以上の給与収入があること

Tax is our business

4. 日蘭社会保障協定

日蘭社会保障協定

- 個人の社会保険について、日本・オランダ両国の年金制度、医療保険制度の保険料の二重払い、掛け捨てなどの問題を解決する目的として、日本オランダ社会保障協定が締結され、2009年3月1日から施行されています。
当該社会保障協定施行前まで、日本・オランダ両国の企業などから、相手国に一時的に派遣される駐在員などは、日本・オランダ両国の年金制度、医療保険制度への加入が義務づけられていたため、保険料の二重払い、掛け捨てなどの問題が生じていました。当該協定により、日本かオランダか、いずれかひとつの社会保障制度に加入することで、もう一方の社会保障制度に加入しないことができるようになりました。
- この協定が対象としてカバーする社会保障制度は、日本側は「年金制度」と「医療保険制度」、オランダ側は「国民保険制度」、「被用者保険制度」、「医療保険」です。派遣期間が5年以内の場合、原則として、派遣元国(オランダへの派遣の場合は日本)の年金制度、医療保険制度にのみ加入し、また、両国での保険期間を通算して、日本・オランダそれぞれの国における年金の受給権を確立できるようになりました。

Tax is our business

5. オランダの移民制度

オランダの移民制度

1. 知的労働者制度 (Kennismigrant)

2005年から施行された制度で、赴任者の年間税込み給与額がオランダ移民局の基準を満たすことを条件に滞在許可の取得のみで就労が可能になる制度です。労働許可の取得は必要ありません。本制度を利用するためには、以下の二段階の手続が必要です。

第一段階：オランダ事業所の制度加入手続き
基本的に会社登録は最初の一度のみ

第二段階：赴任者の滞在許可
<当該制度の対象者となるための、年間税込み最低給与額(2013年1月1日現在)>
30歳以上: 52,010ユーロ
30歳未満: 38,141ユーロ
なお、オランダの高等教育専門学校或いは大学にて学士号または、修士号を取得した外国人は、卒業後1年以内であれば27,336ユーロの年間グロス給与が条件です。
また、毎年1月1日に基準となる年間税込み最低給与額は改定されます。

オランダの移民制度の概要

2. グループ企業内での移動にもとづく労働許可手続

知的労働者制度が施行されるまでは、この制度のみでした。現在でも利用可能ですが、労働許可取得後、滞在許可の取得も必要です。

条件は以下のとおり。

- グループ会社トータル売上が、50 million ユーロ以上あること
- オランダ子会社の親会社あるいは関連会社の株式保有 が、50%若しくはそれ以上であること。
- 駐在員の諸手当を除く年間税込み給与額 が52,010 ユーロ或いはそれ以上であること。
- 駐在員は、オランダにてマネージメント役職に就くこと。
- 駐在員は、学士号あるいは修士号取得者であること。



**Thank you for your
time**

Tax is our business



KPMG Meijburg & Co

All activities performed and all services rendered by KPMG Meijburg & Co are subject to its general terms and conditions, filed with the Amsterdam Chamber of Commerce.

KPMG Meijburg & Co, Tax Lawyers, is an association of limited liability companies under Dutch law, registered under Chamber of Commerce registration number 53753348 and is a member of KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.

The general terms and conditions are available on the KPMG Meijburg & Co website (<http://www.meijburg.com/en/people/about-us/Pages/GeneralTermsandConditions.aspx>) and will be supplied upon request.

お問い合わせ先:

**KPMGオランダ アムステルダム事務所
グローバル・ジャパンニーズ・プラクティス**

**シニアマネジャー/公認会計士
新垣 康平**

**TEL : +31 20 656 8712
shingaki.kohei@kpmg.nl**

**アシスタント
中谷 真理**

**TEL : +31 20 656 8686
nakatani.mari@kpmg.nl**

Tax is our business